

# 維新前後における備中一名主の生涯

別府多門治『履歴』

蔵内数太

## はしがき

別府多門治（文政一二年——明治三八年）は岡山縣の舊都宇郡別府村（岡山領）の里正であつたが、その父——大庄屋與三左衛門を弘化三年十八歳の時に失い、全年信州の神道家伊藤祐像の説教に感激して國學運動に入つたが、壇那寺などの壓迫にあり、ついに入牢の苦しみを嘗めた。維新直前には、倉敷に長州浪士來襲のことなどあり、地方防衛のために農兵組織を建言して採用され、やがて老中板倉勝静の城池沒収等に活躍した。また維新後は郡村の役職をつとめたり、鑛山の開發や民選議院の請願に活動するなどし、家計的には不運の中に明治三十八年世を終つた。その生涯には、維新的「夜明前」より後の史的變遷の局面と時代の人間像とが典型的に示されているように見える。そこでこれを示す資料（曾孫別府克己藏）をここに掲げる。資料の中心は自記の『履歴』（抜粹）であるが、これに手控や草稿として残つてゐるもの若干をはさんだ。なお岡山藩の農兵隊については岡山大學の谷口澄夫教授の研究があり、その中にもこの『履歴』の筆者のことが出でている。（備前藩の農兵制度『瀬戸内海研究』七）また伊藤祐像の學風を批判した平賀元義の書翰が『汎岡山』という雑誌（昭和十五年三月）に載つたことがある。

○  
一 文政十二年丑正月十一日亥ノ刻、別府村ニ生ル。多門治ト稱ス。

父ハ與三左衛門庸孝、母ハ岡山瓦町川勝伊三郎次女眞氣ニシテ、次男ナリ。

（天保）七年、窪屋郡大嶋村神官堀尾右門ヲ師トシテ習字ヲ學ブ。

全十年、讀書大學ヨリ始ム。

全十二年、四書小學近思錄共素讀終ル。

全年酒津村作左衛門ヲ師トシテ柔術竹内流ヲ練習ス。十三歳。

全十三年、五經素讀、七月迄ニ終ル。全月限堀尾敎場ヲ退キ、

八月ヨリ倉敷村神崎廉平ノ門ニ入、十八史略ヨリ講義ヲ聞ク。本年ヨリ別府村ハ素リ中嶋中田辻吉田黒崎三田村ミノ兒童ヲ集メ習字讀書ヲ授教ス。以來年々男女三十名内外、維新ニ際シ學制設立迄、繼續教授ス。

岡山藩士祐筆太田兵藏ニ從ヒ習字練習、亦全藩片山金彌ニ從ヒ天文曆學ヲ研究ス。亦全根岸兵彌ニ從ヒ戸田流ノ柔術ヲ修行ス。十四歲。

一 弘化二年十一月、父與三左衛門十六ヶ村ノ管理者大庄屋ニ被命。全三年二月、別府村名主役ニ任命セラル。目下福田沖新開ニ發中ニ付、上郷村々故障方トシテ、各村交代、時々出張ス。

四月十五日、突然病發、父死歿ス。實ニ意外ノ事ニシテ暗夜ニ燈火ヲ失フガ如ク慟哭斷腸ノ極ト云ヘシ。十八日葬式ノ盛ヲ舉行ス。會葬者、三組大庄屋、並ニ組々名主惣代二名ツヽ、自組名主五人組頭判頭不殘、其他會スル者三百有餘人。五十日間毎朝墓參

ス。

一 全七月、禊教神道ヲ信効伊那郡中村伊藤祐像ヲ師トシ學習シ、

皇道國體ノ萬國冠絶タルヲ覺知シ、勤王殉國ノ志氣慷慨悲憤ノ鐵石心ヲ勃興ス。以來兩備間ニ於テ入門者頗ル多シ。十八歳。

一 全四年、全上神道ヲ宗教上ニ關スル者ト誤解シ旦那寺西之院宗旨印ヲ拒絶スルノ故ヲ以テ、大ニ紛擾爭論ス。此時機ニ乘シ欲望ヲ逞フセントシテ誣告告ス者有ルニ至ル。

(別記)

信州下伊那郡中村之產伊藤祐像俗稱常助翁は弘化三年四月備中都宇郡松島村堀尾藤太夫該地產主神八幡社祠官宅に突然來られ、皇道の演舌是有しか、堀尾氏大に感覺する所ありて直に修行心を發頭し、夫妻共御傳を受たり。是則、兩備國中に於て禊教弘布の濫觴なり。又門人大澤數馬なる者信州より來り、松島村近傍の村々行道し、毎戸を巡回、禊を唱へ、又は心有るものには教の趣を說聞せり。松島隣村別府村里正別府多門治、時年十八年、此年四月（十五日夕）に父死歿し、母眞氣父に死別且伴は未だ弱年なり彼は將來を苦慮し殆ど病に陥んとする際、遇然大澤氏多門治宅に來り、全氏より道の尊き趣を聽聞し、大に悟る所ありて、伊藤先生の私宅へ玉歩を枉られん事を堀尾氏へ使を遣はして切望せしかば、我母を思ふの深きを感じて入來せられたり。是則六月初旬なり。一夕逗留ありて、三席の說教ありたり。聽衆甚多し。多門治母眞氣、直に松島堀尾氏に至り、修行三日にして御傳を受けたり。引續（七月）多門治修行す。其後大森官平も修業。夫より追々、當國は素より、備前國よりも數十人入門す。然る所、種々風説惡評を釀成して、一應松島堀尾氏を引拂、隣村領分違なる二子村家屋を借受□修行有之。折節十二月十五日初雪降積りて、其氣色いわん方なし。該村に高島井山と云へる山有。見渡し給ひて、伊藤翁

仰きてもあまりある世のしるしそと  
高島山の雪もみよしの

この席に侍りし大森李三取敢ず  
御吉野をここに移して白妙の

雪降りかかる高とりの山

此所にて數十日を經しが、此村の坊主と村役人共より居住相断り、又此所を立去り給ふ。其後備中國柏嶋村林幸□或は同村西山千十郎宅に而、新修行有之しが、世評益々喧しき故、神祇官より公然移り合に相成は都合宜しからんと衆評之上、淺口郡佐方村大宮司幸田大和同船にて上京として、發船有、播磨の灘にて、風波烈しく既に覆らんとしける時、伊藤師は尠しも騒きたる氣色なく、靜に舷に立出給ひ

四つの海しつまれとこそ乗船（に）

阿た波たてじ八汐路の神

神明是に感應ましましけん、いつしか波も靜まりて、難波の浦に着給ひ、夫より都に登り、幸田大和のすすめにより吉田殿へ願ひ、同殿配下東天王の祠官となり、伊藤遠江と拜命、同殿役掛りより備前表神職總頭大森筑後守へ移り合の書を達せらる。去れども其功績薄く、備前領分池田家の領分中不都合とて、大森李三の引受にて窪屋郡倉敷村へ住居し給ひ、同所にて會日取極、時々說教ありけり。或るとき我村の御門中の人々來りて、色々御相談あり。其時伊藤翁歌はせ給ふ

いつとしも色も替らて常盤木の打しけりたる言の葉は綾に曾うまし□の道の友垣うぢよれば暮行秋の夕日忘れ□

此所もまた障ること有て立去り給ひ、其後兩備國中御門中へ二三夕或は五日十日の逗留に而、此所彼所と打廻り、教諭を盡し給しか、備前上向、其他世評益あしく、是に於て、御門中に而錚々タル備前上道郡大多羅村神官中山縫殿之介より、別府多門治へ忠告書を送れり。其文に曰

「前略。陳は此度吉田殿の門鈴鹿傳藏より神田大和への來翰有之に付、先生又ミ御上京之思召に御座候由、然る所、社方へは

嚴敷御觸出申候。御郡方も此邊へ嚴敷御觸有之之趣、定而貴邊へも全様と存候。左候へは、先づ此度は奉對御上、此儘にて、先生様へも、御斷申候て、如何にも相慎候事御□に肝要に候と存候。素り兼ての御教諭にも、御上の御觸に背候は法水を放つ罪と御示し被遊候。罪は神明の惡み給ふ所、又候人智を以、彼是致し候ては、却而害を招く道理にて、下拙杯は重役の氣受を損し、且役義も(神官の内ニテ)  
(役頭と言役也)相勤りかたくなり、夫れ以て時節到來なれば致方無之候得共、疑を蒙り候ても、少しも心中に惡事無御座候へは、行末は晴るゝ事も可有御座候。若又晴れ不申共致方無御座、如何體に相成共、宿縁なれば是非茂無御座、只々世上の人氣程おそろしきものは無御座候。如何程結構成御教諭たりとも、人氣を背くときは開けると申事は無之、民は神の主也とも相見へ候、且治國は必聽民共御座候而、兎角衆人に從ふが第一かと被存候。既に先日嚴敷御觸御座候節、餘り思掛けもなき事故、早速頭□へ參り、先生御教諭の正しき所を種々演説仕候へは、夫々感心の體に相見へ候共、服忌を嚴重に不致、男女打混シテノ執行は、御國政の障に相成候、依之異端には無之とも、御察當の第一に有之由、苦々敷申渡され、私より申開く事難仕、只恐入候耳に而、座中甚不首尾にて赤面之上罷歸り候。尤先生は佛家勸請の義を兼て御示しに候得共、此義は當國にては表向難申述振合御座候。男女に無差別は、聖教にも相背き候儀にて、殊之外之赤面に御座候。尤足之不覺は足袋の偏する也、腰の不覺は帶の偏する也と、古諺にも御座候而、無差別の内に、無爲にして、神明を奉恐所より、自然と正敷相成候様なる義理之有之事かと存候得共、是は高尙の論にて、中人其意を感するものは無御座、先々御上の御趣意道理に従ひ候へは、過は無御座様に存候間、申上候も奉憚入候へとも、御代々の御役家之義、萬一御役失にも相成候得共、是は高尙の論にて、中筋に相當り候も、御氣毒千萬に存候。何卒能て御勘察奉祈候。尤左様成小事に拘り候ては、大業は相成不申様之思召候義も御座

## 別府 多門治殿

## 中山 縫殿之介

候哉と、俚言鄙語の申分と、御下けしみも御座候はんと恥入候得共、拔群の大德は又格別、乍失敬御互の所は、又夫れ丈に分限を参考、重役之人、並に古役家の異見にも相從候事も、肝要かと存候。下拙杯か、兎角是迄心得違、是程結構成教を如何之譯にて誹謗致候哉と不審に存、何卒一度押開度と一途に相成候。是全人智の我意にて、神明の惡み玉ふ所にて、是迄之仕方にては開け不申候の事に御座候。又候彼是作略か間敷事は、實以不宜、只此儘にて銘々身之慎み居申候へは、自然と世上氣受も相直り可申哉と存候間、此上の御心配不入事と存候。畢竟心を安らかにと存候所より、御門下にも相成候事故、作略は心痛にて不宜。返す返すも、奉對御上一先つ御断可相成義と、幾重々々奉祈上候。不思下手の長文にて、御面倒と相存候。謹言」

省みるに毫も心に疾しからざる故、信心の精神は益々勃興して、不屈不撓の氣は更に増加せし如く覺へたり。去れども外人より見聞する所を以すれば、又彼は誹謗するも尤の事なり。又御忠告に、萬一役失にも相成候ては、第一對先祖不孝の□に相當候と、御深切之段は、難有次第に存候。素り自祖先御上の御惠徳により數代村長たり、且私義は幼年且愚蒙なるに又候斯く村長を拜命せし事、全く御上の御惠恤且先祖の餘光、と實に戦々兢々の至りに候。是以自若年少々學文は仕候得共、少々文字を覺へ候迄に而、聊修身の功なく、此段實に憂慮の折柄、不斗も伊藤師の門末に立入而、皇國の大祖たる天照大神乃御教を受、神徳の廣大成事を知り、神の恩御上の御恩の大成事を知り、恐入、身心を正しくいたして、上の御法に則り、我家職を大切に仕る志の外、修業とて他の念慮なく、素より役向大切に存、せめて御恩徳萬分の一にても報し奉らんと存候所より、修業候事故、此道に於て役失に成事は、恥共不存、父先祖に對し不孝共不存候。扱、我身を顧みれば、一文不通の愚夫愚婦にも、扱身行は能はざる所あり。素り學問は文字を知爲にも非す、只修身齊家治國平天下の要道なれば、實に恥入次第なり。

神道は我國教、儒道は漢土の教、佛教は天竺の教、皆各其國風に□し、教立候事故、日本人として、異國の教法をのみ尊き様に思ひ候は、是所謂放□の流するに非や。本を務めずして末を取は、孔子も惡む所ならんか。空海曰く、神道を學ひ得すして吾佛法の奧義を悟る事能はすと。歌に

有といふ有るか中にも取りわけて

神道ならて成佛はなしと。佛者すら且猶如斯。况や君は其職に居給ひながら、恐怖心を興し給ふは、抑々何等の御事そや。先師の御文に、思ふ事協はぬ時の悦びは神の悦ぶ□涙そ、四方に村雲蔽ひ、教道上下に光輝せざる今日こそ、誠の修行出來候時には無御座哉。乍去素此教は、我大御國のいとも尊き唯一神明至誠の道に候へは、い

つか輝明の時節到來すへし。修行に故障なき其時こそ、却而彼の高慢に成り、或は放心を生するの弊ながらざるを得ず。又御歌に

吹風に花は散るそと思ふらん結ひし實をは人はしらすや  
さそわるゝ風におひける青柳も

根はゆるかさて底津岩根を

素り此國に生れ、此國の道を修行致し候事は、假令伊藤様は御上より差留に相成候共、是は兎も角も、何を御憚り、「再び神道の講釋には立入不申、此上は少々つゝに而も儒道の執行を致し度存候へは、實學は執行は出來すとも、文字の學文にもなり候得は、夫丈の益はあり、此度の様な事にては一もとらす、二もとらす、骨折損の草臥とか惡評を蒙る丈の得と、申様な振合などゝ」以外の御閉口、此段乍憚抱腹の至りに存候。其職に居給ひながら、我國道を捨て他邪の道を主とし修行なさるゝとは、甚以歎息之至に候。且又男女打混して修行御察官の第一と、是は神書の□を以て御答へ有之は、御申開き無きにしも非すと、乍失敬存候。又世上の人智程恐る數者は非す、又世上の人氣に惑ひ玉ふは神明を疑ひ玉ふか。是よりして天道は是非かの迷ひ起る。何ぞ天道に是非あらんや。唯神明は正直のみ。世上の人智は時によつて變換す。此天道神明の誓ひは動く事なく、違ふ事なし。其時により變易する人氣に従ひ不變不動の神明の法に従はざるは、小人の致す所か。清水濁水同しく一河の流れ。濁は一旦の事にて根なき者なり。流れで止ざるときは、終には本源の清水に成。人にも信心を勤めて止ざるときは、忘却の念は一旦の迷なれば、次第に退き去り、遂には本然の明徳を明かにするに至らん。言動思視聽に戒慎恐懼省察するは、道に入るの要道なり。天理人欲並び立ず。意必固我の欲慮なき時は、心廣體舒なり、故に心常に明なり。人の誹謗惡説するは、我道を正し、我をして我身を顧み自を正しきに至らしむるの良薬なり。福譽せらるゝは、我過を増し、怠氣を生せしむる

の毒藥なり。乍去私共兔角私欲の念慮起り、色々迷惑起り候には、殆ど困却の境界に接するの事多けれども、御祓の徳には少くは苦惱の迷心は免れ申口は全く皇道の尊き、且先師伊藤翁の御恩と、日夜々難有修行の外他念無之候。不斗も愚考の口此段恐懼不少、失敬の段、御海容あらん事を。敬曰」

九月二十八日

中山 縫殿之介様

弘化四年丁未正月、別府多門治ニ、旦那寺西之院宗門請印拒絶ス。無止、一書差入、落着ス。併兩備間多數ノ御門中寺僧故障ニ及ヘルハ別府村ノミナリ。是則紛口ヲ釀成セシメ、間隙察シ、奸謀ヲ逞セント欲スル者有故ナリ。其後一應ノ歸國ナリシナリ。

口上

「此度、村方生死書上并月々増減指引帳、旦那寺辻村西之院へ調印頼置候處、亡父與三左衛門并役介人ひさ、右兩人名前へ調印之儀、相斷候に付、如何之譯に候哉と相尋候所、西之院申候者、私儀國學修業仕候に付、調印難仕段、返答仕候故、早速西之院へ罷出、私儀師匠より教を受候は、第一此日本之大事は、中臣祓、神書、古事記、舊事記、日本書紀之神理を學、天地に順、奉レ重ニ朝廷、上を爲レ上、下口老を敬、幼少に而無レ親を憐事而已第一に御座候。然る處、私幼年より忠孝之事も承候得共、此度國學に入候により、段々身を顧候得者、數年之内様々之教を受候得共、一ど而誠に無御座、讀み覺、言語にのぶるのみに而、聊も身に勤得事無御座候。誠に骨髓徹し恐入、朝暮、奉始朝廷、御公儀様廣大之御恩、奉恐感、是而心掛け、身に勤得んと、朝暮信心仕候。誠以、先祖より莫大之奉受御惠候事、亡父共奉恐入、日夜村内之者を善道に導、安穩に村内を治事不相成を深嗟歎仕、私共へ常々戒諭仕居申候處、志を得不果、死亡仕候處、不斗初而國道口教を受候處、乍愚も少しは諸恩之難有事を知、尙々難有父之志をも續候と奉存、日夜に天理不背様、

唯々心を正敷直に仕候外信心と而他事無御座候故、宗門等に相拘り候儀更に無御座段、建て及示談候所、國學修行相止候においては、調印仕可申段ニ申ニ付、日々に天子之御恩德を感、村内爲安穩朝暮信心仕候事故、相止候儀は得致し申間敷と申候所、拙僧儀は御尤に存、御氣之毒に存候得共、本寺を始門中一同より、指障り候に付、無餘儀右調印相断候段申し候、何等之譯柄を以右様相断候哉、一向に合點參不申候。暫時指支候付、口迷惑仕、御役介恐入候得共、何卒御慈悲を以、西之院に御利害之上調印仕候様被仰付可被下候様、奉願上候。以上。」

未正月（弘化四年）

大庄屋水江村 又一郎様

別府村 多門治

指上申口上

「一私共儀、兼而神道を尊奉致し居申折柄、東國神道者伊藤要人と申者、當國へ遊び候に付、同人講釋承候所、御國內に而相立居申神道より彼是相違候廉も御座候得共、甚結構之教方と存候處より、其道に相馴染、教を講、村方へも引説、時々旅宿にも往來致し居申候。然る處、追々世間向風評も不宜、段々惡說等も有之處より、此度多門治檀那寺宗門請印等に指障候に付、決而不正之儀にも無之、全正教に有之旨申聞候得共、承引不致、甚迷惑致し、其段多門治より御届申上候處、御百姓共には夫々之宗門有之儀、尤神社を敬拜致候事は、勿論之儀候得共、尋常に不有之道を相嗜候事、不宜、素り當寺社方御奉行所御聞濟にも無之様子、殊更御百姓之身分として神職同様之振舞致し、猶又右様無沙汰に他國之者引請候儀御法にも相違、正教と乍申、尤當寺社御奉行所御聞濟も有之、御國中神職共、右神道を可申、

相立候儀にも有之上は、其節所之筋に寄、御郡方へ申達候儀も可有之、先夫迄は尋常に無之儀、為俗人決而致閭舗様、被仰聞承知仕、尤相慎候上は、何とも且那寺指障り無之様致し置候様、被仰聞、難有存上候。彌以己後被仰聞候趣相守可申、□其御請書指上申候。以上」

弘化四年未正月

別府村	多門治
同村	李之介
同村	源治郎
李之介	多平
多平組判頭	猪介
源二郎組判頭	紋十郎
同村名主	加藤太
大庄屋水江村	又一郎殿

「右之通御請申候處、相違無御座候。此上私共より、急度氣を付、心得違無之様可仕、猶又村方一統其段申渡、不心得之者出来不仕様、念入申渡候様可仕候。已上」

右之印形正月十三日に取、大庄屋へ指出す。

右に付多門治考候而附錄

白川伯王殿御門人信陽伊藤先生、昨年四月上旬、松嶋村神職堀尾藤太夫方へ被參、折々講釋有之候處、六月下旬より、某共御門に入、追々入門之人多、村方よりも參、致入門、神道修致時候處、此度、某愚父之請印を且那寺西之院相斷候に付、無據此段大庄屋へ申出候處、大に御察當有之、已後急度相止可申、御上御聞濟にも相成候はゝ、勝手次第修行可致、先夫迄者、相慎居申との事故、難有承服仕、寺へ申譯之爲とて、案文被下、右之書付指入候様との事に付、早速認、指出す。文體之意味雖有、所々不協我心、今論之則非無益而已、又有害、故暫任

諸人之意者也。至誠之道之明于天下、□有速達、無不輝明、今我所志、人孤疑之、以至時、衆人又我知所志與、古言曰、不恥於天、誠哉此言、爲後世子孫及吏長者、能辨明是非、夫又肝要也、嗚呼世之爲衰事久哉、民行此道絕之、夫又久、我雖愚蒙不肖、爲家國天下、此皇國之神明之守心教欲致修行。連有拒之者、併曰日月地ニ落、大山崩而入海とも、此神明之道を無違、必此道卓然之時いたるべし。薰蘭茂せんとせハ、秋風是をさへざる。乍去當時といへとも、此神明之道を拒者は、譬者向天つばげはくがことし。戰々恐々履薄氷。先其一二ヲ是に書記し置、我志所是與非與、拒之人之所云是與非與、後年ヲ侍而知而已、抑も今世道之廢事甚ヲ考へ慮、則頻流涕不<sup>レ</sup>止、不知所言書。嗚呼。弘化四年未正月十三日、大庄屋へ指出候書付調印後、初而我過ル事之甚敷、且觀當時之世風、悲歎之淚絶やらずして、則同晚謹書。凡眼俗耳、管見井蛙之量ニ而、何ぞ根元唯一天則之可知大道哉。

嘉永二年、壹貫五百目計リノ負債有之ヲ以、本宅ヲ賣却シ、債主へ償却ス。懇意者ニ於テハ融通講ヲ組織シテ以テ負債を償却ノ道ヲ設ケント種々ニ勸告スル者有ト雖モ、斷乎ノ決心、東長屋用場へ遁居ス。以來日夜不別、母妹ト共ニ協力、辛酸刻苦、言詞ニ盡ス事ノ不能迄ノ勵行シテ、以テ家政ヲ挽回セシ事ヲ計ル。所謂萬難ヲ胃シテ眞ノ幸福ヲ得ト欲スル熱血ヲ濺テノ決心。二十歳。一全三年、兒嶋郡福田沖新田開拓落成ニ付、下積檢地御用命セラレ、實地出張、御下役人五名、下役ノ者五組ニテ取調、九十餘日出務。二十一歳。

一嘉永三年、淺口郡長尾村小野甚左衛門二女眞智ヲ娶ル。

一全年八月、當荒地取調御用命セラレ、和氣郡福田村邑久郡鹿忍奥浦牛窓上阿知小津ノ各村へ出張。二十二歳。

一全六年二月五日、長男生ル。元太郎ト名ク。全年六月、亞墨利加軍艦四隻相州浦賀港へ入、貿易通商ヲ乞フ。以來天下ノ志士異艦打

攘ノ論沸騰、明治革命ノ元素トナル。庸道ニ於テモ大ニ慷慨悲憤ノ敵愾心ヲ興ス。二十五歳。

一 安政三年八月、長女生。不二野ト名ク。二十八歳。

一 全四年、宗旨上ニ付紛擾再發ノ極、別府多門治大森奎之進同官平共、四月二日俄然内用ノ者來リ右三人拘引、鐵窓ノ下假拘留セラル、事九十餘日。罪ナクシテ配所ノ月ヲ見ル感亦不堪ナリ。

雖然、炎熱如焼ノ困苦ト云ヘトモ、東湖回天ノ詩ヲ日夜吟唱シ、殊ニ至信以テ不撓不屈益奮テ不息、時機待ツ。此件タル且那寺西之院ト同役加藤太、大庄屋五一兵衛ノ奸曲ヲ以テ、時ノ目附瀧川覺左エ門ヘ誣告シ、瀧川氏妄信、此所置ニ及ヒシナリ。何トナレハ、岡山藩士ヲ始メ市中ハ素リ、御野上道赤坂邑久兒鳴ノ各郡人、入門セシモノ數百人ノ多キ中、別府三人而已嫌疑拘留セラレシハ全ク深ク事情ノ蟠在スルニニタリ。而レトモ如何トモスル事能ハス。終ニ一時名主役免セラレ、本罰ハ三人共七日間ノ閉門ノミ。正理公道タル、最モ貴尊タル我皇國ノ道ナルニ、異教ノ爲ニ抑壓セラル、亦時勢不可勝、慨歎也。唯我赤心ヲ知ル者ハ夫神興。

## (別記)

一、安政二年又々兩備間へ來ラレ、備前國上道郡大多羅村、全西大寺村、淺海村、寶村、或岡山城下市中、全御野郡大供村、備中同柏村、上成村長尾、或ハ淺口郡大嶋村、奥山田村等ニ而教導有、一、安政三年二月大、別府村大森官平宅ニ而、新修行ヲ相立候所、寺僧又々宗門改證ヲハ相斷り、結局又々伊藤氏ハ以後村方へ引受教ヲ立ム義ハ致シ間敷ト申趣意ノ書差入、事穩便ニ落着セリ。是則安政三年春三月下旬ナリ。然ルニ其四月三日不意ニ、別府多門治、大森奎之介、全官平共揚リ屋侵入トナル。其刻伊藤翁備中都宇郡撫川村旅店ニ滯在トナリ、度々三人之所置アルヲ待玉フ。然ルニ二ヶ月ヲ經過スルモ裁決無之故、歸國トナリタリ。其七月二日ニ郡會所ト申所ニ呼出サレ、申渡サルノ旨趣ハ、他所者數日間村方へ引受且寺院宗判ニ故障等ノ儀出來

候段、彼是名主役勤ナカラ甚不都合之至トテ、付名主及□免サレ、三人共<sup>（余割）</sup>日間閉門ヲ申渡、事落着セリ。

一、明治三年又々兩備間被來、別府村大森官平宅ニ而、五人斗新行有之、又備前赤坂郡仁保村小坂村頭宅ニモ同行、四五ヶ月滯在シ歸國セラレタリ。

一 全（安政）五年十一月、始治早嶋村渡邊氏へ嫁ス。前年ヨリ以來家族一致刻苦勉勵家務ニ從事シ以テ維持スルヲ得タリ。三十歳。一 萬延元年十月名主役復舊。二女美津生ル。十月十七日叔父岡山瓦町川勝新左エ門我宅ニテ死亡。

一 文久元年嘉永六年、米國軍艦相州浦賀ヘ突然入港。以來勤王攘夷踵テ討伐之論頻リニ起り、天下有志者四方ニ起り、人心洶々時勢日々ニ切迫トナル。諸藩中毛利氏率先シテ輿論ヲ喚起セシメ、有志者ノ後援トナル。予モ亦勤王攘夷殉國熱血ヲ濺テ以テ報効ヲ計畫トスルノ精神益々奮起シテ、第一着ニ農兵隊ヲ組織セントスルノ意志勃興ス。

一 文久二年時勢日々ニ擾々タルヲ以テ大ニ同志ヲ募リ擊劍隊ヲ組織シテ以テ大ニ報國ニ力ヲ盡サン事ヲ目的トス。應スル者五十餘人私宅ニ自費ニテ教場ヲ建築シ、岡山支藩市川右馬太氏ヲ教師トシ日々々ニ該技ヲ練習ス。

一 八月十七日、大和五條代官所ヲ浪士數百人攻撃シテ陥落シ、以後數月間吉野地方ニ於テ猖獗セシカ、終ニ諸藩攻伐ニ依リ潰散ス。全八月十九日京都大ニ變亂ス。是ハ毛利氏ノ三家老多數ノ兵ヲ率テ入京大ニ洛中ニテ戰ヒ、其結局七卿ト共ニ自國へ退却ス。備前半田山ヲ切開キ國道トス。十月毛見御用トシテ和氣磐梨ノ郡へ出張命セラル。全月備後上下ノ支配下ノ内後月川上兩郡ノ村々石高取調ヲ當藩ヨリ命セラレタルヲ以テ其村へ照會、各村共取調上申ス。全月但馬生野陣屋ヲ浪士集合攻陥ス。三十四歳。

一 元治元年五月、奉幣使御下向。勅使ハ梅溪卿。山北宿ヨリ矢田村

迄御案内命セラレ出張ス。十月十八日長州藩士ノ舉動トシテ京都大ニ騒擾ス。全二十三日長州征伐仰出サル。全月毛見御用トシテ御野郡へ出張命セラル。兒嶋郡田ノ浦下津井小串ノ三所へ砲臺設置ニ付位置検査御用命セラレ數十日間出張ス。

一 全二年五月、長州浪士凡百五十人計リ十日拂曉倉敷陣屋ノ襲撃、陥落シ、續テ全夜淺尾藩邸ヲ攻陷ス。此變動、倉敷ノ事變、直ニ岡山藩周旋方江見陽之進へ急報セシカハ、全土即時ニ登城、君公ニ上聞ス。第一率先ノ報告也。備前藩兵出陣、山北各所宿陣。十三日浪士退散ニ乘シ追撃、連嶋福田新田等ニテ砲戦ノ曉、四散鎮定ス。此變亂ニ付三軒屋其他各村へ出張ス。

一 慶應元年、時勢ヲ慷慨シ、劔術隊ヲ組織シ地方ヲ防禦警衛ヲ目的トシ有志者五十餘人ヲ集合シテ以テ報効ヲ計ン爲屢々建言セシカハ時機ニ投合スルヲ以テ速ニ採用セラレ、各郡ニ率先セシヲ以テ、予ヲシテ御領分中總擔任命セラレ、肝煎上役苗字帶刀名主上席ノ資格ヲ允許セラルニ至リシモノハ最モ名譽トスル所ナリ。上道郡ニ全役三名、御領分ヲ四分シテ各分擔ス。予ハ兒島一郡ト備中五十四ヶ村共分任ス。以來私宅並鳥羽山ヲ演武練兵場トシテ、時々各地ノ兵隊集合ス。農兵總計三千人ナリ。其中ヨリ四人ヲ拔擢セラレシ一人ナレバ最モ大任ナリ。四月二男雄兵治生ル。

一 全二年某藩士ニ從ヒ長沼流ノ軍學ヲ練習ス。

一 全三年十二月、徳川慶喜將軍職ヲ返上ス。全月長州勢大和參謀杉孫七郎數千人ヲ引率シテ尾道ヲ本據トシ福山城ヲ攻撃ス。終局降参ス。此舉ニ付備藩ヨリ探索方命セラレ、農兵隊中難波農治小河原大助派遺シ被我動靜ヲ採訪シテ詳細上申ス。

(別記)

難波君還暦ヲ祝賀スルノ文。慶應四年則明治元年正月三日忽然兵端ヲ伏見ニ開キ、以來、皇師破竹ノ勢ヲ以テ追撃シ、賊徒東奔ニ際シ、西國ニテハ姫路酒井氏、備中松山板倉氏ノ兩藩ヨリ攻撃シ、備後福山阿部氏ヲハ、長藩ニハ、田大和總督トシ、杉孫七郎參謀トシ、三千餘兵ヲ引卒シテ尾ノ道ニ本營ヲオキ、將

二 福山城ヲ攻撃セントスルノ形勢、實ニ海内鼎ノ沸難局トナリ。爰ニ於テヤ、備州藩ヨリ福山表ノ動靜如何ノ探査ノ命予ニ付位置検査御用命セラレ數十日間出張ス。

三 命セラレシ故、當隊中ヨリ特ニ君其他三名ヲ拔擢シテ戰地ニ派遣セリ。君奮躍令ニ應シラレ、身ヲ賣人ニ裝シ、探ク該地ニ入込、主客ノ軍情ヲ能ク捜索シ、情實ノ要領ヲ復命スルノ勞ニ任セラレタリ。續テ松山藩板倉氏ヲ征討トナリ、我耕戰遊奇隊ノ數隊ヲ以、先鋒ヲ命セラレシカ、素リ忠君殉國ヲ口旨トスル團隊ナレハ、身命ヲ拠テ國家ノ難ニ供セントスルノ義勇心、猶奮興シ、各召募ニ應シ速ニ出陣、山北中原迄探出セリ。又諸隊中ヨリ君ヲ始メ數輩ヲ選出シ探偵斥候ノ任ヲ命セリ。是ヲ以深ク敵地ニ紛入シ、能ク敵地ノ喰易、地ノ利不利、敵ノ動擊ヲ探偵シ。亦ハ倉敷表幕吏ノ去就向背ヲ訊窮スノ擧、予輩ヲ始十有七人ノ其内ニ君モ亦加リ玉ヘリ。松山城進撃ノ總督ハ伊木良門氏ニシテ、應援ノ諸藩ハ伊東莉田山崎關ノ諸氏ニシテ、各向其所ヲ部署シタリ。我耕戰遊奇隊ハ野山口先峰トシテ攻入リシモ、不戰シテ謝罪降伏、質ヲ出シテ城地ヲ引渡シ、無事ニ局ヲ結ビタリシカ、人民各所ニ蜂起シテ豪富ノ家屋ヲ打破シテ、狼藉ヲ逞セシモ、該隊所在ヲ巡行シテ鎮撫ニ力ヲ盡セシカハ、何レモ恩威ニ順伏シ、不日平定ニ歸セシメタリ。以來百餘日屯在シテ、他隊交代、再ヒ歸郷スルヲ得タリ。

一 全(慶應)四年則明治元年、正月三日四日伏見淀八幡ノ各地ニテ官賊轉戰、大阪城へ退却、徳川慶喜公板倉伊賀守其他共軍艦ニテ海路江戸へ歸ル。本藩ニテハ西宮警衛トシテ、遊奇隊ヨリ撰拔シ、一大隊則三百人正月二日八百石ノ商船ニ投シ解纜ス。桦元太郎ハ鼓手長トシテ從軍ス。時ニ年十六。當國ニ於テハ松山藩除外小藩旗本ニ至ル迄勤皇ノ誠ヲ發表ス。松山板倉候ハ老中ノ現職タルヲ以慶喜ニ伴從ス。故ニ賊ノ稱ヲ免カレサルヲ以テ岡山藩ニ追討ヲ命セラレ、藩老伊木長門惣督トシテ征討、全月十二日出陣、農兵遊奇隊備中三小隊兒島一小隊共先鋒ヲ命セラレ、山北中原ニテ三日駐屯ス。是ヨリ先十一日山南東小隊ハ別府多門治宅ニ集

ル。土倉直次郎小隊長トシテ進發ス。十五日右四小隊ヨリ十六人竊ニ選抜シ、別府多門治率シ、當時代官所倉敷ヘ進發シ、向背ヲ詰門スル爲ニ至リシ旨ヲ申込シ所、役所内一同恐怖總督ノ命ニ伏從ノ趣旨申出ツルヲ以テ直ニ中原ヘ歸ル。十六日横谷迄進軍ス。此四隊ハ司令官杉山大之介副別府多門治、十七日拂曉出發、威最モ甚、伊木總督ハ井山寶福寺ヲ宿陣トス。全夜ハ松山城東山上ノ要地鹿田畷ニ露營、森林中積雪中ニ月ヲ眺テ僅ニ眠ラントテ眠ル能ハスシテ夜ヲ明ス。十八日早朝ヨリ追手搦手共ニ總攻擊ノ準備シ、予ト慎次郎兩人ハ大砲方トシテ一隅ノ矢倉ヲ擊陷スルノ計畫。然レトモ藩士一般恭順ノ誠意ヲ表白シ、無ミ攻撃シテ、降伏、開城引渡ス。以來百有餘日間滯陣中、臨時書記官被命。日々殿中へ出勤。亦播州姫路城ハ御分家信州候討總督トシテ進發アル。是亦歸順。二日徳川慶喜征伐トシテ西宮警衛ヲ被鬼、直ニ東征、先鋒被命。伴元太郎鼓手長トシテ從軍。四日江戸城明渡済、元太郎歸國ス。三日黒崎村名主兼務被命、又福嶋村全上。八日官軍凱旋、元太郎へハ慰勞トシテ金五十圓、多門治へハ左ニ

## 元遊奇隊肝煎役

## 別府多門治

元遊奇隊御組立以來彼是盡力遂ニ右兵隊御用ニ相立引續キ世話振骨折候ニ付名主役其儘ニテ毎歲御藏米貳拾俵被第三兵團御用掛並肝煎上役共被仰候。

一 全二年五月、福嶋村名主役兼務被命。四十一年。八月舊松山領分村々水損地取 被命上房哲多ノ兩郡巡回、舊藩代官東歟介木村篤太郎隨行。

一 此度御分家丹波守様御分領壹萬五千石ニ對スル村々土地引分調査御用被命、二十餘日間郡會所へ出勤。

## 別府村里正

## 別府多門治

右之者第三兵團御用掛並肝煎上役共被仰付居申所御支配替相

成候ニ付右役向御免被成候最元遊奇隊御組立以來格別精勤ノ廉ヲ以テ金子五拾圓被下候

全五年、小田縣管轄トナル。四十四年。

全六年九月、村吏改正、別府村副戶長被命。全月教導職試補被命。

全七年二月、戸長兼學區取締被命。拾五等取扱。

全六月木盆壹個下賜セラル。

## 都宇郡別府村戸長

## 別府多門治

其方儀道路修築ノ儀ニ付衆ニ先チ經費助力トシテ金拾貳圓差出シ既ニ車馬自由ニ往來スルノ道路及落成候段奇特ノ儀ニ付爲其賞木盆壹個下賜候事

全八年五月、佛式ヲ廢シ神式ニ復歸ス。四十七年。

全九年四月、學區取締廢止。岡山縣下ナル。

全年全月、兒嶋郡水掛被命。

全年全月、二子村戸長被命。

全月、早嶋鄉治水掛被命。

全七年十一月、孫操一郎生ル。四十九年。

全十一年十二月、郡役所設置トナル。窪屋郡書記ニ任セラル。

五十年。

一 全十四年四月、第一內國勵業博覽會參觀トシテ十四日出發ス。

大阪京都大津ヨリ宇治奈良長谷、伊勢四日市ヨリ海路、横濱ヨリ汽車、東京ヘ着。歸路陸。五月 日歸村。全八月以後國會開設請願ヲ有志者發起者本縣各郡ニ蜂起ノ際ニ接シ、予ハ郡書記ノ現職アルヲ以テ伴元ヲ以テ代理セシム。元太郎モ能ク該事ニ熱心運動シ、本郡同志者大多數募集シ、直ニ請願ノ手續ニ及フ。

一 全十五年十月家事ノ便宜ニ依郡書記ヲ辭シ、黒崎金堀鑛山事業ニ從事ス。

## (別記)

富國強兵ハ國家ノ命脈ニシテ苟モ、國人タル者ノ須臾モ介意

セスンハアラス。夫レ強兵ニシテ富國タルハ難クシテ、富國タレハ強兵又從テ起レリ。然リト雖、我皇國ハ有限ノ收入ヲ以テ無限ノ富ヲ欲スルハ又難シ。有限ノ收入モ人工ノ業行ヲ以テ國產ヲ起シ、工業ヲ擴メ、開拓ヲ專ラトセハ、又無限ノ富ヲ致スハ言ヲ待タサルナリ。產業ヤ工事ヤ業職最モ夥多ナリ雖モ、坑業ニ若ク物ナシ。今ヤ本縣下ニ數百ヶ所ノ坑區、及試掘ノ箇所ヲ舉クレハ殆ト一千ノ多キニ至リ、實ニ全國拾分ノ一二位スルノ多キハ是坑業最モ盛ナルト稱スヘキナリ。然リト雖此數百ヶ所ニ資產ヲ投シ、祖先ノ遺業ヲ敗リ、墳墓ノ地ヲ去ル等ノ失敗ヲ取ル者モ亦往々有リ。是レナン坑業ノ何物タルヲ知ラス、鑛山及土質學ノ拙キヨリ徒リ、鑛脈微少ノ地上ニ顯ハレタルヲ以テ、所謂坑夫（即チ金堀と稱ス職名）ト稱シテ一兩年間坑山ヲ駆職トスル者ノ私利ヲ逞フセントスル惡漢ノ爲メ欺レ、得ベカラサルノ數千金ヲ投シ、悔ユルモ及ハサルノ域ニ至レリ。嗚呼可惜ノ極點ナリ。是レ何ノ爲ソ。謂ラク、坑夫ト稱スルモ、金銀銅鉛鑛或ハ安質母尼鑛或ハ石泥木炭鑛或ハ鐵鑛石灰等一目ニ判然タルモ不知程ノ者、鑛學ヲ諳スルヲ僞唱シ、坑業ヲ希望スル者ヲ誑カスニ至ル。然リ而シテ誑カスニモ非ス、是亦坑夫タル者モ諸鑛脈ノ土上ニ些少ノ異狀ヲ見ハ、是大鑛脈タラン事思フノ致ス所ナリ。今ヤ當縣下ニ數百ノ鑛山アルモ銅坑最モ多クシテ、金坑ハ絶工テナク、銀坑ト稱スルモ亦稀ナリ。鐵鑛ハ數所ニ止マレリ。目今巖鐵ヲ發見シテ惡漢ノ爲ニ誑サル者又往々有リ。現今全國ニ富鐵ノ多キ九州ニ、關東ニ、出所其數ヲ知ラス。雖然政府ニ於テモ製煉ノ術ニ困ミ、種種ノ方法ヲ以テ製スト雖モ、皇國在來ノ鐵ニ伯仲スル事ヲ得ス。鐵質ナル事ヲ知テ得ルノ術ヲ得ス。全世界坑業ヲ以テ冠タル獨逸人モ未タ製煉ノ方法ニ困シムノ由、然ルヲ我岡山縣ニ希世ノ製煉家アラハ眞正ノ鐵ニスルヲ得レ共、未タ其人有ルヲ聞カス。雖然數年ノ後ハ新發明ノ方法ヲ爲スハ必定ナリ。且新規ヲ求ムルハ人情ノ常、故ニ百ヲ投シテ萬ヲ得ルノ甘言ニ欺カレンモ往々アリ。故ニ惡習ヲ拒キ敗產

# 一 全二十五年。六十五年。

## （別記）

### 衆議院議員選舉之儀ニ付請願（草稿）

「第二期衆議院議會ハ中途ニシテ解散トナリシハ實ニ國家ノ爲メ憂慮スヘキノ至リナリト云ヘドモ、亦一步退テ觀察ヲ下ストキハ、選舉競爭ノ激烈ナルニ因リ人民一般俄ニ政事思想ヲ奮起シ、至ル所トシテ時事ヲ熱論シ、政談演說會ヲ開設。是則政事思想ヲ感起シ自治ノ精神ヲ發揚セシムルノ一階級ヲ進登スルノ幸福ヲ得タリト云ハサルヲ得ス。然リト云ヘドモ選舉ニ非常ノ競爭ヲ現出シ或ハ血ヲ濺クノ不幸ヲ呈シ、其甚シキニ至リテハ、高知縣ノ如キ、恰モ戰爭の狀ヲ呈シ慘状ヲ露出シ、酸鼻之極點云ニ忍ヒサルノ景狀ニ陥レリ。抑方今萬般ニ競爭スルハ宇内萬國ノ大勢ナレバ、上國會ヨリ下村會ニ至ル迄苟モ政治思想ヲ具有スル者ハ其會員タラント熱望スルハ、知識ノ發達ト共ニ激烈ヲ加フルハ、亦怪ムニ足ラスト云ヘドモ、卑怯未練ニモ金錢ヲ抛チ有權者ヲ籠絡シ、以テ多數ノ占領セント欲スル者ノ多キハ、最モ嫌惡スヘキノ擧動ト云ヘシ。乍併今回ノ選舉紛擾ノ甚シキ、其根據ヲ

穿テハ、則政府ノ方針吏黨ヲ以テ多數ヲトセント百方干渉シ結局ハ民心ノ激昂ヲ來タシ官民疎隔ノ惡果ヲ現出セシノミ。是ハ特リ我岡山縣下ノミナラス、各府縣トモ其形跡蔽フヘカラサルハ、諸新聞紙上ニ亮然タレバ、今更喋々ヲ要セス。夫知事或ハ郡長警部等干涉甚シキヨリ、遂ニ一個人ノ競争ナラズシテ吏民兩黨ノ競争ト變ジ、結局政府ト人民トノ競争ト云ハサルヲ得ス。素リ選舉ハ不偏不黨公平無私輿論ノ傾向スル所ニ放任スレハ、則民望ノ歸着スル所真正ノ人物自ラ選出セラルヘシ。是ニ反シテ若シ人民ニシテ選舉規則ニ悖戾シ、金錢ヲ拋チ、許サレサル籠絡手段ヲ施シ、投票ノ賣スルカ如キ事アラハ如何ン。則制規ノ許ササル所ナリ。然ルニ今回ノ如キ在官者隱顯出沒シテ民黨ヲ壓倒セント、其口實タルヤ、我々ハ職務ヲ以テ運動スルニ非ス、一個人ノ資格ヲ以テナスナリト云ヘリ。我縣下三區ノ如キ前代議士大養毅氏ヲ以テ、全區共共同一團體トナリ、再ヒ全氏ヲ候補者トナント、解散ノ報ニ接スルヤ否、確定セシ故、他ニ壹人ノ反對競争者有ラサリシカ、開票期日切迫ニ至リ突然吏黨者顯出シ、俄ニ激烈ノ競争トハナレリ。然リト云ヘドモ非常ノ手段ハ正理ニ敵スル能ハス。到底資金ヲ徒費シ、官民ノ協和ヲ失シ、終ニ知事ニ郡長ニ辭職ヲ勤告スルノ不幸ヲ來シ、且各村吏民ニ黨ノ爭擾ヲ惹起シ、今ニ至ルモ相仇視スルノ景狀ヲ現出シ、一村ノ不和ヲ醸成シ、其餘波尙依然タルハ實ニ長大息ニ堪ヘサルナリ。是其起因スル所ハ果シテ何レニ在ルヤ、則在官人ノ干渉ヲ逞フセシ惡結果ト云ヘキナリ。然レハ則官ノ干渉ニ因リ若シ選出セラレタル人コレアラハ、民望ニ満足ヲ欠ケリト云ハサルベカラス。是ヲ以テ今回ノ選舉ニ就キ干渉甚シキハ我々人民深ク不平ヲ抱ク所ナリ。假令一個人ノ資格ヲ以テ運動スト口實ヲ試ムト云ヘドモ、決シテ官名ハ免ルヘカラス。如是舉動ノ惡弊尙將來行ハル、ニ於テハ、至貴至重ノ國會議場ハ金錢ノ爲ニ蹂躪セラル、ニ至ルヘキナレハ、我々人民深ク慷慨痛息ニ堪ヘサルノ餘リ、官ニ對シ大ニ議論詰問セサルヲ得サル

ノ理由ヲ發見スルヲ以テ、本議場ニ向ヒ、右ノ事實ヲ陳述シテ、以テ政府ニ對シ御質問御議論是アラン事ヲ謹テ奉請願候也。」  
明治二十五年五月

別府多門治  
六十三年五ヶ月

衆議院議長 星 亨殿

一 全二十六年、母本年八十八歳ナルヲ以テ、二月親他共大ニ招請シ、祝賀ノ筵ヲ開ク。全五月十日卒ス。

一 全三十年八月、收入役ニ三選セラル。

一 全三十一年九月、本村長ニ選舉セラル。

一 全三十五年九月、村長滿期改選、予亦再選セラル。七十四年。

一 全三十七年二月、日露交際破裂、六日ヨリ自由行動、夫ヨリ宣戰ノ詔勅下ル。以來海陸交々戰鬪連勝。全五月六日上京武德會ヘ出ル。高齡者新瀉縣松尾某ト試合、七十八歳ノ者ナリ。本年共三度參殿試合ス。七十六年。

(明治三十八年十月二十四日歸幽。七十七歲。)